

福岡市と北九州市の間にある、人口約32,000人の小さな町。

国道やJＲ鹿児島本線により、1時間程度で都会にアクセスできる環境。

生活に必要なあらゆる環境がそろっている、住み心地のよい町。

都会のすぐそばにありながら

海や山などの自然環境に恵まれ

その豊かな自然からもたらされる地下水、

四季折々の農作物や果物、

その中で育つ生き物たち、

温かい人たちの交流でゆったりとしながら

理想の暮らしができる町。

何にもないようで

必要なものがすべてそろっている。

「岡垣町ブランド戦略「岡垣がもつ魅力・強み」

特集 大切なものを、より大切に

令和6年1月、町は岡垣町のブランドに大きく関係する2つの条例を制定しました。
「地下水の保全に関する条例」「太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例」。
この特集では、2つの条例の内容や制定に至った背景などを見ていきます。

問い合わせ 住民環境課

地下水・太陽光発電の条例を制定

令和6年7月1日から施行

町の魅力を
住み良さから読み取る

昨年末、大東建託株式会社が発表した「住み続けたい街ランキング」の「街の幸福度ランキング」で岡垣町は県内第3位になり、2年連続高評価をいただきました(表1)。この中で、住み続けたい理由に「自然が豊か」「静か」というコメントが多く寄せられました。

自然の豊かさは、町が令和元年度に実施した住民アンケートの住み続けたい理由でも第1位に。また、今後の重要度では第1位が「地下水源を守り安全でおいしい水の供給」、第2位は「河川氾濫や土砂災害などの自然災害を防ぐ環境整備」で、これらは町の魅力と安全を将来も維持するために重要な要素になっています(表2)。

■表1 大東建託株式会社「住み続けたい街ランキング」

2023年	2022年	自治体
1位	4位	福津市
2位	3位	福岡市中央区
3位	1位	岡垣町

■表2 岡垣町「住民アンケート」 今後の重要度

順位	内容
1位	地下水源を守り安全でおいしい水の供給
2位	河川氾濫や土砂災害などの自然災害を防ぐ環境整備
3位	休日、夜間でも安心して医療を受けられる地域医療体制の充実

地下水条例

100年の歳月に 磨かれた町の宝

岡垣町は、響灘に面する三里松原、孔大寺山や湯川山をはじめとする山々など、豊かな自然に囲まれています。昔から守られてきたこれらの大切な町の財産からは、長い歳月をかけて磨かれたミネラル豊富な地下水がもたらされています。

町内には6カ所の水源と14本の井戸があり、町の水道水は、約85%を地下水によって賄っています。また、地下水は農業のかんがい用などさまざまな用途でも使われていて、町の財産として私たちの生活に密接に関係しています。

その恵み、決して無限ではない

地下水は一カ所にとどまることなく流れ動くもので、その量は無限ではありません。地下水を大量かつ無秩序に採取し続けると、住民の生活環境に支障を及ぼすことが心配されます。

地下水を大量かつ無秩序に採取し続けると



町の水道水源への影響



地盤沈下



地下水の枯渇・水位の低下

このような中、平成26年に水循環基本法が制定され、水は国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることが規定されました。また、令和3年の同法の改正では、地下水の適正な利用及び保全に関する規定が追加され、国や地方公共団体は、地下水に関する情報の収集や分析、採取の制限について、必要な措置を講じるよう努めることが規定されました。

町ではこれまで、地下水資源の保全に向けて要綱を制定し、町内の地下水採取の実態把握などを行ってきました。今回、皆さんが将来にわたり地下水の恵みを受けることができるよう、現在の要綱を拡充させ、条例を制定しました。

条例では、対象となる井戸を設置している、または設置しようとする人について、また設置しようとする人について、必要に応じて対象者への調査、助言や指導、勧告のほか、緊急時の命令などを行います。命令に従わないときは、氏名や住所を公表します。

確認しよう! 条例で決まった新しいルール (主なもの)

井戸を設置する皆さん

対象

揚水機の吐出口の断面積 (吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計) が6cm²を超える (吐出口の直径が2.8cmを超える) 井戸を設置しているまたは設置しようとする人
※一般家庭・農業かんがい用井戸は除く

対象地域

町内全域

対象者の責務

- 井戸を設置・変更・廃止・承継するときの届出
- 井戸の維持管理
- 水量測定器の設置、採取量・水位の記録・報告
- 地下水保全への配慮、町施策への協力
- 水道給水区域の場合は水道設置の努力
- 緊急時の措置・周辺関係者への周知・町長への報告
- 事故や紛争時の解決、再発防止の措置
- 関係法令等の遵守

すでに設置している
または6月30日までに設置する

届出書を12月27日(金)までに提出

7月1日以降に設置する

事前に届出書を提出

町の対応

必要に応じて
調査・助言・指導・勧告

緊急時や勧告に従わないときは
命令

命令に従わないときは
氏名や住所を公表

太陽光条例

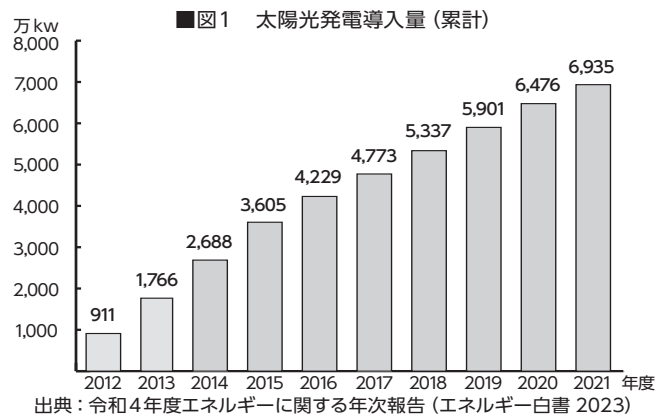
加速する脱炭素 太陽光発電は身近に

太陽光発電事業は、平成24年7月に法に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことをきっかけに、全国的に普及が進んでいます。

また国は、2050年脱炭素社会の実現に向け、令和3年に策定した第6次エネルギー基本計画で、太陽光発電を含む再生可能エネルギーについて、地域との共生を図りながら最大限の導入を促すこととしています。

経済産業省のエネルギーに関する年次報告を見ると、太陽光発電の導入量は、2012（平成24）年度の911万キロワットから2021（令和3）年度の6,935万キロワットへと約7.6倍に増加していることが分かります（図1）。

このような状況の中、町は、町の最上位計画である「第6次総合計画」や町の各種計画の環境に関する取り組みを進めるときの指針になる「第3次環境ビジョン」に、



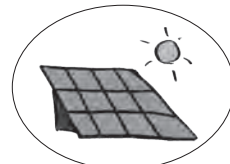
公共施設や住宅、事業所への再生可能エネルギー設備の導入促進を掲げてまちづくりを進めています。

求められる 地域環境との調和

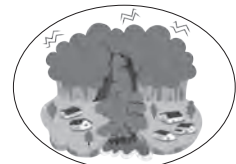
全国的に太陽光発電事業の普及が進む一方、他の自治体ではさまざまな問題が生じています。

岡垣町ではこれまで大きな問題は発生していませんが、無秩序に設置が進むと、今後太陽光発電事業が、町の豊かな自然や私たちの生活などに大きな影響を及ぼすこ

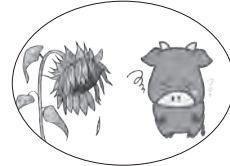
◀太陽光発電事業の普及で生じる問題の例



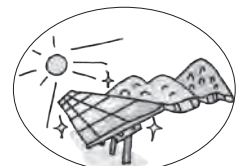
反射光による光害



土砂流出や濁水の発生



動植物の生息・生育環境の悪化



景観への影響

とも考えられます。

このため、太陽光発電事業が地域環境と調和した形で適正に実施されるよう、条例を制定しました。

条例では、町内で事業を行っていてもしくは行おうとする事業者は、いくつかの責務が発生するほか、事前協議や周辺住民への説明会の開催、各種届出などが必要です。町は、必要に応じて対象者への調査、助言や指導、勧告のほか、緊急時の命令などを行います。命令に従わないときは、氏名や住所を公表します。また、事業の実施を認めない「禁止区域」や特に配慮が必要な区域として「抑制区域」を設定しています。

水と自然は生活に直結。条例の制定は大きな意義

岡垣町環境審議会会長 小島治幸さん

地下水について、その実態を全て把握することは現時点では難しいですが、条例の制定で採取量や水位などは把握できるようになります。引き続き地下水マネジメント※を進め、実態把握と保全に努めていくことが重要です。

太陽光発電の条例は、禁止区域や抑制区域を設定した県内初の事例です。急傾斜地があり、過去に土砂崩れなどに見舞われている岡垣町。町は再生可能エネルギーの普及に促進の立場ですが、町の安全のためにもこのような限定的な抑制は必要だと考えます。

地下水と自然環境の保全は、住民の生活環境に直結します。条例の制定で、行政が指導などの対応ができるようになる点で大きな意義があると考えます。

※地下水の利用や動きなどの実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、かん養、採取などに関する地域における合意やその内容を実施する取り組み



確認しよう！条例で決まった新しいルール（主なもの）

太陽光発電事業を行う皆さん

対象

発電出力の合計が 10kw 以上の太陽光発電事業を行っているまたは行おうとする事業者
※建築物の屋根または屋上に設置するものを除く

対象地域

町内全域

対象者の責務

- 町と事業者による事前協議の実施
- 周辺関係者への説明
- 対象事業を計画・変更・廃止・承継するときの届出
- 地域環境と調和を取るための配慮、町施策への協力
- 太陽光発電施設及び事業区域内の維持管理
- 緊急時の措置・周辺関係者への周知・町長への報告
- 事故や紛争時の解決、再発防止の措置
- 関係法令等の遵守（土地所有者も含む）

すでに行っている
または6月30日までに行う

届出書を12月27日（金）
までに提出

7月1日以降に行う

事前協議の後、工事が始まる
60日前までに届出書を提出

町の対応

必要に応じて
調査・助言・指導・勧告

緊急時や勧告に従わないときは
命令

命令に従わないときは
氏名や住所を公表

Check !

災害の防止や景観、良好な自然環境などの保全のため、事業の実施を認めない「禁止区域」や特に配慮が必要な「抑制区域」を設定しています。

禁止区域（事業を原則認めない区域）

- (1)土砂災害特別警戒区域
- (2)居住誘導区域
- (3)都市機能誘導区域
- (4)集落環境維持区域
- (5)まちなかにぎわい誘発区域

抑制区域（特に配慮が必要な区域）

- (1)急傾斜地崩壊危険区域
- (2)砂防指定地
- (3)地すべり防止区域
- (4)土砂災害警戒区域
- (5)国立（自然）公園第2種・第3種特別地域
- (6)鳥獣保護区
- (7)農用地区域
- (8)保安林
- (9)既存環境維持区域

住みよさを実感できる町を、いつまでも

岡垣町長 門司晋

今回制定した2つの条例は、岡垣ブランドを語るうえで欠かせない豊かな自然と地下水を保全し、皆さんの生活環境を守らなければならない、町にとって大切なものをより大切にしていかなければならないという思いで制定しました。条例の制定によって、地下水の採取や太陽光発電事業で生じる問題に行政が対応できる体制が整ったのではないかと考えています。

私は住みよさを実感できる町を目指し、「安全安心な暮らし」「町の魅力発信」「自然環境の保全」などに精力的に取り組んでいるところです。今後も住民の生命と財産を守るという行政の使命を第一に、第6次総合計画に掲げた「自然と共生する しあわせ実感都市 岡垣」を実現するためのまちづくりを進めていきます。

